

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会

令和6年度 ともまち助成金 募集要領

(ともに支えあうまちづくり活動創出助成金)

地域福祉の推進に向けた活動を後押しすることを目的に、新たな取り組みや、既存の活動の拡充に必要な費用等に対して活動費を助成します。

【助成金上限額】 10万円

【申請期間】 令和6年4月1日(月)～11月29日(金)
※ただし、予算総額に達した時点で、募集は終了いたします。
募集の終了については本会ホームページでお知らせいたします。

【申込方法】 主に活動を行う地域の仙台市社会福祉協議会
区・支部事務所にご相談の上、お申し込みください。
(P3、P4参照)

この助成金は仙台市社会福祉協議会に
いただいた寄付等により支えられています

〒980-0022 仙台市青葉区五橋2丁目12-2 仙台市福祉プラザ6階
社会福祉法人仙台市社会福祉協議会 地域福祉課地域福祉係

電話：022-223-2026 FAX022-262-1948

1 目的

仙台市内の地域福祉の推進に向けた活動を後押しすることを目的に、新たな取り組みや、既存の活動を拡充して行う活動に対して活動費を助成します。

2 助成対象団体

(1) 地区社会福祉協議会

(2) 仙台市に本拠を置き活動する市民団体のうち以下の要件を満たすもの

- ① 規則、会則等においてその団体及び運営に関する事項が定められていること
- ② 団体の代表者が明確であること
- ③ 政治、宗教、営利活動を目的とする団体でないこと
- ④ 暴力団員等を含む団体又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと
- ⑤ 前年度に本助成金の交付を受けていないこと
※2年続けて本助成金の交付を受けることはできません
- ⑥ 当年度、または前年度に本助成金の交付を受けて実施された活動の連携・協働団体でないこと
- ⑦ 本助成金による活動のみを行う団体でないこと

(2) に該当する団体の例
町内会、自治会、ボランティアグループ、老人クラブ、市民活動団体、当事者団体、PTA、子ども会 など ※法人格の有無は問いません。
(2) に該当しない団体の例
社会福祉法人等の施設・事業所、企業等営利活動を目的とした団体、政治団体、宗教団体、暴力団と関係のある団体、団体の規約等必要書類を整備、公表できない団体、指定管理施設 など

3 助成対象活動

下記のいずれかに該当する活動で、令和6年度中に実施されるもの

(1) 地域福祉の推進のために新たに取り組む活動

(2) 地域福祉の推進のために既存の活動を拡充して行う活動

活動例
◆様々な世代が交流できる場づくり ◆地域の担い手育成のための新たな研修会の開催 ◆新たなツール（活動の手引き等）を作成・活用して行う支えあい活動 ◆見守り活動の連携を強化するための新たなネットワーク会議の開催 等

<対象活動の条件>

- (1) の活動の場合は団体の事業計画等で予定されていない活動になります。
- (2) の活動の場合は団体の事業計画等で予定されている活動になります。
- 地区社協以外の団体は、他団体との連携・協働が必須となります。
- 他の助成制度やクラウドファンディングなど、支援制度等を受けて実施する予定の活動、または、申請中の活動は対象となりません。
- 過去に本助成金を受けて行った活動と同一内容での申請は不可となります。
- 報告時に活動写真をデータでご提出いただきます。いただいた写真は本会 HP 等で活用させていただきます。

※ 具体的な対象可否については、申請・相談・問合せ先にご確認ください。

4 助成金上限・対象経費

【助成金上限額】10万円（30団体程度／年度総額300万円）

【対象経費】会議費（お茶代、会場代など）、消耗品費（事務物品、材料等）、通信運搬費（切手代、物品運搬等にかかる交通費等）、研修費（講師謝金、資料代等）、広報費（チラシ作成代等）、備品購入費、諸費

※但し、備品購入や設備整備のみを目的とするもの、活動者の親睦等を主な目的とするもの、人件費、活動対象者等に配付する食券等の購入に充てる費用等は対象外となります。

※交付決定後、精算報告いただく際の領収書は宛名のあるものとしてください。領収書の宛名は、助成金の交付を受けた団体の名称となります。他団体と連携・協働する活動であることにより難しいという場合は、申請前に必ずご相談ください。

※交付決定前に支出した費用は、対象経費となりませんのでご注意ください。

5 申請・審査・交付決定等の流れ

(1) 事前相談

申請を希望する場合は、ご予約の上、裏面7の窓口までご来所いただき、申請内容についてご相談ください。活動内容について、職員と一緒に検討させていただきます。

※事前相談時に事業計画等必要書類を必ずお持ちください。

(2) 申請

窓口まで裏面6の申請書類をご提出ください。

※関係様式につきましては、事前相談時に窓口でお渡しいたします。

(3) 審査

仙台市社会福祉協議会が設置する審査会による書類審査を行います。審査結果は書類により通知します。

※助成金の趣旨・目的に合致しているか、実現可能なものであるか、助成の効果が期待できるかなどについて審査します。

(4) 助成金の交付

指定の口座へ決定金額を送金します。申請から助成金の交付決定までは1ヶ月程度かかります。

※助成団体及び活動内容は、仙台市社会福祉協議会のホームページ等にて公表いたします。

(5) 活動の実施

申請内容に即して、活動の実施を行ってください。

交付決定後に活動の実施が困難となった場合や助成金の使途の変更が必要となった場合には、必ず窓口にご相談ください。

(6) 報告・振り返り

活動終了後2週間以内に「ともに支えあうまちづくり活動創出助成金精算書(様式4)」「助成活動実施報告書(様式5)」「助成金使途報告書(様式6)」「領収書(写し)」等必要書類を提出ください。執行額が助成金を下回った場合は残額を返還いただきます。

また、窓口において、報告時（希望により報告前でも可）に活動内容の振り返りをいたします。

6 申請書類・申請期間

申請書類	
①	ともに支えあうまちづくり活動創出助成金申請書（様式 1）
②	助成活動実施計画書（様式 2）
③	助成活動予算積算書（様式 3）
④	団体等の規約、会則
⑤	役員名簿
⑥	団体の当該年度事業計画等
⑦	団体の当該年度収支予算書等
⑧	団体の直近の事業報告等 ※設立後 1 年未満の団体は不要
⑨	団体の直近の収支決算書等 ※設立後 1 年未満の団体は不要
⑩	その他本会会長が必要と認める書類

※④～⑨の書類については、事前相談時にもお持ちください。

※①～③の書類は事前相談後にお渡しします。

【申請期間】 令和 6 年 4 月 1 日（月）～令和 6 年 11 月 29 日（金）

※ただし、予算総額に達した時点で、募集は終了いたします。募集の終了については本会ホームページでお知らせいたします。

7 申請・相談・問合せ先

主に活動を行う地域の仙台市社会福祉協議会 各区・支部事務所にご連絡ください。

青葉区事務所	青葉区宮城支部事務所
〒980-0802 青葉区二日町 4-3 二日町分庁舎 1 階 電話：265-5260	〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂 27-1 宮城社会福祉センター内 電話：392-7868
宮城野区事務所	若林区事務所
〒983-0841 宮城野区原町 3-5-20 メゾン坂下 1 階 電話：256-3650	〒984-0811 若林区保春院前丁 3-1 若林区中央市民センター別棟 1 階 電話：282-7971
太白区事務所	泉区事務所
〒982-0012 太白区長町南 3-1-30 南部アーチル 1 階 電話：248-8188	〒981-3131 泉区七北田字道 48-12 泉社会福祉センター内 電話：372-1581